

栃木県養子縁組あっせん事業 審査基準

	審査項目	根拠法令	適否
1	養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。 ※事業を安定的に遂行するに足りる財産基礎を有していること。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項第1号	
2	事業を行う者（法人の場合はその経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。 ※暴力団員等の反社会勢力の者又は反社会勢力の者と関わりを持っている者に該当しないこと。	法第7条第1項第2号	
3	次のいずれかの法人格を有していること。 ・社会福祉法人 ・医療法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人	法第7条第1項第3号 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項	
4	事業の経理がその他経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。	法第7条第1項第4号	
5	営利を目的として事業を行おうとするものでないこと。	法第7条第1項第5号	
6	脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。	法第7条第1項第6号	
7	個人情報適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。	法第7条第1項第7号	
8	法及び法に基づく命令等に適合した業務方法書を作成し、それに従って適正に運営されることが期待できること。	法第7条第1項第8号	
9	養子縁組のあっせんのみならず、児童、児童の父母等及び養親希望者に対して的確な支援を行うことができる能力を有すること。	法第7条第1項第8号	
10	養子縁組あっせん事業の許可を取り消された者にあつては、取消しの日から起算して5年を経過するとともに、当該取消しの事由が解消されていること。	法第7条第1項第8号	
11	国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合にあつては、相手先国の法制度を把握するとともに、児童、児童の父母及び養親希望者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。	法第7条第1項第8号	
12	養子縁組あっせん責任者について、なり得る者の名義を借用して許可を得るものでないこと。	法第7条第1項第8号	
13	法第8条第1項各号に該当していないこと。	法第8条第1項各号	